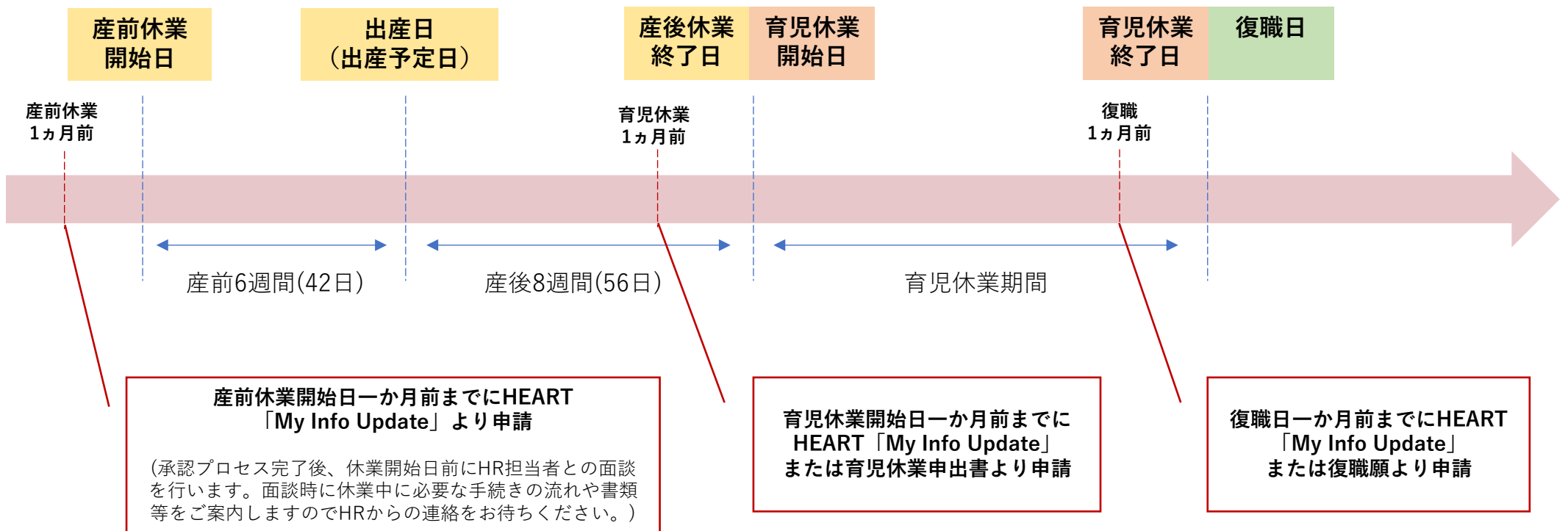




産休・育休手続きスケジュール



妊婦健康診査を必ず受けましょう

- 妊娠23週まで 4週間に1回
- 妊娠24週から35週まで 2週間に1回
- 妊娠36週から出産まで 1週間に1回

妊婦検診や両親学級を受けるための特別休暇はありません。有給休暇を上手に活用するとよいでしょう。

産前・産後休業について

産前休業：出産予定日の6週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)から取得可能

産後休業：出産後8週間は母体健康確保のため、就業できません。ただし、6週間経過後、本人の希望により医師が支障はないと認めた場合は職場復帰できます。

定年・任期制：有給
非常勤：無給 私学共済の加入者は、短期給付より出産手当金が支給されます。

産後・育児休業後に復職するときは

妊娠中と同様、時間外勤務、休日出勤、深夜勤務の免除を求めることができます。さらに、育児時間や育児のための勤務時間の短縮を求めることができます。

育児時間
生後満1年に達しない生児を養育する職員は、その職員からの申請により、正規の休憩時間の他に、1回につき30分間の休憩時間が1日2回与えられます。

育児のための勤務時間短縮
3歳未満の子を養育する職員は、1日に2時間を超えない範囲で30分を単位とする時短勤務の申出ができる。育児時間が承認されている場合はその時間を含む

妊娠中の職場生活

妊娠中の職員と出産後1年以内の職員は、時間外勤務、休日出勤、深夜勤務(午後10時から午前5時まで)の免除を求めることができます。

出産費(私学共済)

50万円
産科医療補償制度の対象分娩
48.8万円
産科医療補償制度の対象分娩以外
5万円
出産費付加金/家族出産費付加金

限度額適用認定証

医療費が高額になることが事前にわかっている場合はあらかじめ申請し、「限度額適用認定証」を提示する方法が便利です。帝王切開分娩の予定がない方も万が一に備えて申請することもできます。マイナ保険証をお使いの場合は申請不要です。

育児休業給付金

育児休業中の給料はありませんが、受給条件を満たせば雇用保険より育児休業給付金を受給することができます。育児休業開始後、ハローワークへの申請手続きはHR担当者より行いますが初回の給付金を受け取るタイミングは育児休業が始まってから数ヶ月後となりますのでご注意ください。育児休業給付金の支給申請は、原則として2か月ごとに行います。

育児休業開始～180日目(6カ月): 休業開始前の賃金月額額の67%
181日目以降～1歳誕生日の前々日まで: 休業開始前の賃金月額額の50%
※月額額は休業開始前6ヶ月の平均の金額となり、上限額があります。

育児のために

育児をしながら働き続けるために

出産前と出産後のために

妊娠がわかったら



産休1ヶ月前

HEARTシステム「My Info. Update」より休業申請を行ってください。

- オンライン申請:
- ・ 産前産後休業
 - ・ 通勤経路申請(停止)

添付書類- 親子健康手帳(母子手帳)の出産予定日記載のページの写し(医療機関または医師の押印があるもの)。または、出産予定日を証明する医師からの証明書

出産後

一出産費の請求手続き

出産費の「直接支払制度」を利用する場合は、私学事業団への請求手続きは不要です。また、出産にかかった費用が50万円(又は48.8万円)を下回ったときの差額についても申請する必要はありません。出産日から3ヶ月前後で自動的に決定され学校を経て支給されます。付加金・高額療養費も同様です。海外で出産した場合や直接支払制度を利用しない場合は、出産後にHR担当者を通して私学事業団へ請求が必要です。

一子供を扶養に入れる

子供を扶養に入れる方は、健康保険の加入手続きが必要です。被扶養者認定申請書と必要書類をご用意いただき、HR担当者を通して私学共済へ申請いたします。

一育児休業を取得せず復職する場合一 復職1ヶ月前

提出書類:

- ・ 復職願

※産後6週経過後8週以内に復職する場合は、診断書要

人事への申請は
忘れずにね!



一育児休業を取得する場合一 育児休業開始1ヶ月前

提出書類:

- ・ 育児休業申出書

添付書類- 親子健康手帳(母子手帳)の出生届出済証明のページの写し。または、出生届受理証明書の写し

提出書類:

- ・ 育児休業等掛金免除申請書
- ・ 育児休業給付金申請に必要な書類

復職1ヶ月前

提出書類:

- ・ 復職願

時短勤務を希望する場合
・ 勤務時間短縮申出書

